

「介護職員等特定処遇改善加算」の取り組み概要

あ. 算定区分

区分Ⅰ グループホーム萌、フルールハピネスたきかわ

区分Ⅱ デイサービスセンター萌、ヘルパーステーション 萌 るもい、モエジム、グループホームもえ～る、デイサービスセンター は一とふる、デイサービスセンター別荘、デイサービスセンターおびら、デイサービスセンターはぼ～れ、グループホームはぼ～れ、ヘルパーステーション フルールハピネスはぼろ、グループホーム エルムの里、はるにれ荘、デイサービスセンター 萌 かみすながわ、モエスタα山の手、ヘルパーステーション 萌 やまのて、フルールハピネスしのろ、モエスタα篠路、もえんち篠路、ヘルパーステーション 萌 しのろ、フルールハピネスていね、もえんち手稲、モエスタαプレミアム、モエスパ元町、モエスパ北25条、フルールハピネスおびひろ、デイサービスセンター フルールハピネス はこだて、ヘルパーステーション フルールハピネス はこだて、デイサービスセンター フルールハピネス とまこまい、ヘルパーステーション フルールハピネス とまこまい

い. a. 経験・技術のある介護職員の定義

正職員 + 役職者 + マイスター保有 + 介護福祉士

「マイスター保有」とは、年に一度開催している、当社独自の昇給試験である「モエズ・マイスター」に合格した者を指します。この昇給試験は、筆記と実技に分け、その職員が持つ知識と技術をはかるものであり、合格回数に応じてランク付けされます。ランクが上がるに伴い、求められる(合格できる)知識と技術も上がる試験です。

モエズ・マイスター合格イメージ



う. b-1. 他の介護職員

正職 + マイスター保有 + 勤続年数

え. b-2. 他の介護職員

正職・常勤パート

※それぞれ規定の手当てを支給する。

※各グループ要件の判定基準日は毎年8月20日時点を超算日とする。